

諮問日：令和元年5月7日（令和元年度（情）諮問第2号）

答申日：令和2年7月21日（令和2年度（情）答申第1号）

件名：東京高等裁判所における特定の期間の書類の配達状況が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

平成28年2月から同年8月までの間に特定の銀行から東京高等裁判所に送付された書類の配達状況が分かる文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出につき、東京高等裁判所長官が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が平成31年3月18日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

原判断に対し、苦情の申出をする。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 東京高等裁判所は、書留郵便物及び当直窓口用の文書受付簿について、様式上、差出人欄が存在することから、それぞれ対象文書となり得るものとして検討したが、いずれも次の理由により対象文書とならないと判断した。

(1) 書留郵便物の文書受付簿について、差出人欄には、差出人の記載をしていないため、その記載内容から特定の銀行から送付された書類の配達状況を探索することはできない。

なお、文書番号（書留郵便物の引受番号）を記載することで文書の授受等

の管理としては十分であることから、差出人を記載しない取扱いである。

(2) 当直窓口用の文書受付簿について、当直窓口に直接持参された文書（配達された郵便物等は含まない。）を受け付ける帳簿であるところ、差出人欄は文書の提出者個人の氏名を記載する取扱いであるため、記載内容から特定の銀行から送付された書類の配達状況を探索することはできない。

2 また、宅配便により配達された配達物については、配達員から受領後、差出人が記載された送り状の控えを利用して各課等との間で授受を明らかにしていることから対象文書となり得るが、対象期間に取得した送り状の控えは既に廃棄しているため、特定の銀行の記載のあるものが存在したかは不明である。

3 したがって、原判断は相当であると考える。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-----------------------|
| ① 令和元年5月7日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同月22日 | 苦情申出人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同年9月18日 | 苦情申出人から意見書を收受 |
| ⑤ 同月20日 | 審議 |
| ⑥ 令和2年2月28日 | 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ 同年4月14日 | 苦情申出人から意見書及び資料を收受 |
| ⑧ 同年6月19日 | 審議 |
| ⑨ 同年7月17日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、東京高等裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書として、書留郵便物及び当直窓口用の文書受付簿についてそれぞれ検討したものの、書留郵便物の文書受付簿の差出人欄には差出人の記載をしておらず、また、当直窓口用の文書受付簿の差出人欄には文書の

提出者個人の氏名を記載する取扱いとしており、いずれもその記載内容からは特定の銀行から送付された書類の配達状況を探索することはできないため、本件開示申出文書には該当しないと判断したとのことである。このような判断は、当委員会庶務を通じ、これらの文書受付簿の記載状況を確認した結果に照らしても合理的なものと認められる。したがって、書留郵便物及び当直窓口用の文書受付簿については、本件開示申出文書には該当しない。

また、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、宅配便により配達された配達物については、配達員から受領後、差出人が記載された送り状の控えを利用して各課等との間で授受を明らかにしているところ、対象期間に取得した送り状の控えは既に廃棄しているため、特定の銀行の記載のあるものが存在したかは不明であるとのことであり、本件開示申出文書の対象期間及び本件開示の申出の日（平成31年2月26日）を踏まえて検討すれば、このような説明の内容が不合理とはいえない。

そのほか、東京高等裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、東京高等裁判所において、本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、東京高等裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長戸 雅子